

## ご意見の概要と国土交通省の考え方

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	案に賛成する。自宅の近くの道路では、最近とみに特殊車両の通行が増えており、交通事故のおそれや道路の破損、過大な振動・騒音なども頻発している。生活者がより安全な暮らしが出来るよう、新しい測定器で早速取り締まりをして欲しい。	今後、車両重量自動計測装置も活用して、効率的かつ効果的な違反車両の指導取締りに努めてまいります。
2	海上コンテナの運送先は一昔前とは比べものにならないくらい多様化している。特殊車両通行許可はできるだけ多くの主要道を網羅すべく取得しているが、荷主のリクエストは際限なく広がっている。許可証の経路数が多く、許可取得に係る経費も会社の経営を圧迫しかねない。海上コンテナ運送会社向けの、一定の通行圏内の通行可能道路を一括で取得できるような許可制度を考えて頂かなければ、今回の取締強化に対応しきれない。	海上コンテナ輸送など、近年の物流を取り巻く環境が大きく変化していることに対応して、これまでも、許可に係る手数料の改正、オンライン申請における添付書類の簡素化、許可までの審査期間の短縮等の制度の見直しを行ってきたところではありますが、ご指摘については今後の行政の参考とさせて頂きたいと思っております。
3	海上コンテナ運送には特殊車両通行許可が必要であり、許可取得には時間がかかることを一般の方や荷主に周知して頂きたい。	特殊車両通行許可制度について、引き続き、周知に努めてまいります。
4	通行許可の対象となる車両の情報は、自動車の登録情報で把握できるのであるから、新車のトレーラ等については、登録が完了次第通行許可の許可証の提出を求める、中古車の場合は、継続検査の際に通行許可の許可証の提示を求めるべき。	特殊車両通行許可制度は、本来通行が禁止されている規格の車両について、通行経路となる道路との関係を審査し、車両の構造又は積載する貨物が特殊でありやむをえないと認められる場合に通行を許可するものです。自動車の登録時や検査の時点では、積載する貨物や通行経路となる道路が不明であるため、審査を行う段階にないことをご理解願います。

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
5	<p>通行許可の対象となる車両の自動車登録情報を把握して、国道事務所、警察、運輸局名で、通行許可が必要であることあるいは取り締まりを強化することを伝えるべき。</p>	<p>特殊車両通行許可制度は、本来通行が禁止されている規格の車両について、通行経路となる道路との関係を審査し、車両の構造又は積載する貨物が特殊でありやむをえないと認められる場合に通行を許可するものです。自動車登録情報のみでは積載する貨物や通行経路となる道路が不明であり、審査することができないことをご理解願います。特殊車両通行許可制度について、引き続き、周知に努めてまいります。</p>
6	<p>取締りを行う行政側の情報を共有する仕組みを作る。例えば、警察と国道事務所と運輸支局が特殊車両に該当する車両の情報を相互に共有するべき。</p>	<p>従前より、過積載防止対策連絡会議等において、警察、国道事務所及び運輸支局等関係者間の連携を図ってきているところですが、ご指摘については、今後の行政の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>悪質な使用者に対しては、速やかに運行停止処分を行うべき。</p>	
8	<p>悪質な業者を公表すべき。</p>	<p>ご指摘については、今後の行政の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>取締りを行う行政側、車両を使用する使用者側及び代理人となって通行許可の申請を行っている専門家を含めた協議機関を設けて、問題点なり公正性を担保するための方策を協議すべき。</p>	<p>特殊車両通行許可制度については、これまでも、関係者の皆様からご意見をお聞かせいただいているところであり、ご指摘については、今後の行政の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>許可車両に対する処分等がより厳しくなっているのに対し、無許可車両に対する処分が事故を起こさない限りは警告に過ぎず、それも常習者に対しての項目が無く、不公平さを感じる。</p>	<p>今般の自動計測装置の本格運用により、許可車両であるか無許可車両であるかを問わず、事故を起こさなくても指導警告の対象となります。また、許可の取消しは許可を得ている者に対して行う処分であることをご理解願います。</p>

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
11	今の通行許可の状況では、目的地や通行経路の変更に即許可が出ることはありえない。また、目的地の会社や現場までの通行許可には、道路管理者の意見を聞かなくてはいけないのでなかなか許可が出ないのが現状である。法に則った通行を行うには速やかな許可が絶対必要条件である。	これまでも、許可までの審査期間の短縮に努めてきたところですが、引き続き、審査期間の短縮に努めるとともに、各道路管理者に対して、一層の協力を呼びかけていくこととします。
12	現状の通行許可ではほとんど条件がつくが、現実には前後に誘導車をつけて走ることは無理であり、ほとんどの許可車両が取消し対象になってしまう。	特殊車両通行許可にあたっては、車両と通行経路となる道路の関係を審査し、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要な条件を付しているところであり、ご理解願います。
13	常習性の基準があいまいである。	常習性については、違反行為の態様や反復の回数、期間などの諸般の事情を総合的に勘案して判断することになると考えております。
14	通行許可制度の疑問点についての正確な回答窓口の設置が不可欠である。	特殊車両通行許可制度に関するお問い合わせについては、最寄りの国道事務所等で回答させていただきます。
15	オンライン申請を実際に使っていると、不具合や改善して欲しい点が多数あり、これがオンラインの普及、ひいては法令遵守の通行につながるものと考えられるので、是非実務者との協議会等の設置をお願いしたい。	オンライン申請に関するご質問やご意見については、特殊車両運用事務局(TEL048-601-3223)でお受けしております。また、ご要望については、今後の行政の参考とさせていただきます。